

議案第20号

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもののうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないものをいう。

ア～ウ 略

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5)・(6) 略

2 略

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア～ウ 略

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5)・(6) 略

2 略

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零）。以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

付金をいう。以下同じ。)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第9号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。)

ア・イ 略

2 略

別表（第3条関係）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。)

ア・イ 略

2 略

別表（第3条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請 期間	被災者住宅再建等支 援金交付基準額
略				
(5) 半壊 世帯の居 宅に代わ る住宅 (当該居 宅の所在 する市町 村の区域 内に設置 されるも のに限 り、賃貸	3年	半壊世 帯の <u>う</u> <u>ち、国</u> <u>支援金</u> <u>の支給</u> <u>の対象</u> <u>となら</u> <u>ないも</u> <u>の</u> の世 帯主又 は当該 居宅の	2年	100万円（単数世帯 については、75万 円）

対象事業	完了期間	対象者	申請 期間	被災者住宅再建等支 援金交付基準額
略				
(5) 半壊 世帯の居 宅に代わ る住宅 (当該居 宅の所在 する市町 村の区域 内に設置 されるも のに限 り、賃貸	3年	半壊世 帯の世 帯主又 は当該 居宅の 所有者 (知事 が別に 定める ものに 限る。)	2年	100万円（単数世帯 については、75万 円）

住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入

所有者(知事が別に定めるものに限る。)

(6) 半壊世帯の居室の補修

2年

半壊世帯の世帯主又は当該居室の所有者

1年

補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)

住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入

(6) 半壊世帯の居室の補修

2年

半壊世帯の世帯主又は当該居室の所有者

1年

補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)

(知事が別に定めるものに限る。)

(知事が別に定めるものに限る。)

(7) 一部 損壊世帯 の居宅に 代わる住 宅(当該 居宅の所 在する市 町村の区 域内に設 置される	3年	一部損 壊世帯 の世帯 主又は 当該居 宅の所 有者 (知事 が別に 定める	2年	30万円
--	----	---	----	------

ものに限
り、賃貸
住宅に
あって
は、知事
が別に定
めるもの
に限
る。)の
建設又は
購入

もの
に限
る。)

(8) 略

(9) 略

(10) (1) 略

から(9)

(7) 略

(8) 略

(9) (1) 略

から(8)

までに掲
げるもの
のほか、
知事が参
加市町村
に協議し
て別に定
める事業

備考 略

までに掲
げるもの
のほか、
知事が参
加市町村
に協議し
て別に定
める事業

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。